

# いじめ防止基本方針

沼津市立第二小学校 R6.4.1

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。沼津市立第二小学校は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ基本方針を策定します。この基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・家庭・地域その他の関係者との連携を図り、いじめ問題に向けて取り組むための対策を総合的にかつ効果的に推進するためのものです。これは、学校だけでなく保護者・地域へ周知していきます。

## 1 基本理念

第二小学校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるようにすることを旨とします。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 基本的生活習慣の指導を徹底していきます。

あいさつや時間、ていねいな言葉遣いを重点目標とし指導していきます。

### (2) いじめが起りにくい集団づくりをしていきます。

人間関係づくりプログラムを実施し、子ども同士の人間関係づくりを促進したり、他者受容感を高めたりします。また、他学年の交流活動等を工夫して、自己有用感を高めるような取組を推進していきます。

### (3) 心の教育を充実していきます。

道徳の年間計画に基づいた授業の実施及び、そのときの子どもの状況に応じた題材を扱うなどして、道徳教育の充実を図ります。

インターネットを通じた「いじめ」に対しては、使い方の指導とともに、相手を思いやったり、気持ちを察したりすることができることが大切であることから、道徳や特別活動の授業の充実を図り社会人としてのマナーや他者を思いやる心を育てていきます。

## 4 いじめの早期発見・早期対応

### (1) 安心して話せる環境を整えます。

計画的な教育相談だけでなく、何かあったときには相談しようと思うような、子どもと教員の関係づくりをしていきます。

### (2) 児童生徒の状況把握に努めます。

児童には、「いじめ調査」を年4回、「沼津市いじめ調査」を年1回実施し、いじめを発見したり、クラス全体の様子を把握したりするようにし、子どもの変化の積極的な把握に努めます。

保護者には、「保護者等の相談」を受け付け、状況把握に努めます。

### (3) いじめ対応の研修を推進していきます。

児童理解研修の時間を通して、教員の児童理解や適切な支援、指導及びいじめへの対応力を高めるとともに、組織で対応していく体制づくりをしていきます。

### (4) いじめを認知したときは組織的に対応します。

学校は、いじめに遭った子どもの思いを受け止め、学校に設置された組織を中心に、組織的にいじめ問題の解決に向けて取り組んでいきます。

### (5) いじめの対応は以下を基本とします。

- ・ 速やかに、適切な方法により事実確認をします。
- ・ いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行います。
- ・ いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言をします。

## 5 関係機関との連携

- ・ いじめ問題に対応するときに、学校と関係機関が連携を図りながら対応する必要があることも予想されるので、関係機関との連携を密にしていきます。
- ・ インターネットを通しいじめは発見しづらい現状があります。未然防止という観点から、警察等による子ども・保護者向けのネットに関する講演等の実施を推進していきます。
- ・ 重大事態の発生した場合は、速やかに関係機関に相談し、指示を仰ぐ。  
(生命や身体に重大な事態がある場合は、静岡 CRT 長期いじめは、青少年センター等に相談)

## 6 第二小学校の組織

いじめ問題には組織で対応することを原則とし、いじめ対策委員会と位置づけ適切な対応を図ります。

いじめ対策委員会：校長、教頭、教務、生徒指導主任、該当学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・ 保護者及び地域からの相談窓口は、教頭、生徒指導主任とする。

## 7 保護者・地域へ情報発信

「学校いじめ防止基本方針」は、学校だよりやホームページ等を通して保護者や地域に発信していきます。